島根CO2吸収認証制度実施要領

	平成22年 3月 8日	森第1518号	部長通知
	平成23年 3月 4日	森第1510号	部長通知
	平成23年10月 1日	森第1259号	部長通知
	平成24年 4月 2日	23森第1777号	部長通知
	平成25年 3月 1日	森第1718号	部長通知
	平成28年 9月30日	森第 902 号	部長通知
	平成29年 2月28日	森第1476号	部長通知
最終改正	平成29年11月 8日	森第968号	部長通知

第1 目 的

この要領は、島根県内で実施される森林整備に伴うCO2吸収量の認証について必要な事項を定める。

第2 認証の区分

県内の森林で実施された森林整備に伴う С ○ 2 吸収量の認証を以下のとおり区分する。

(1) 実践型

企業等が、しまね企業参加の森づくり制度に基づき、市町村等と森林整備活動に関する協定を締結し、自ら実施した森林整備に対して認証する場合

(2) 寄附型

企業等が、市町村の提案したテーマの森林整備を支援するため県に寄附を行い、森林 所有者等が実施した森林整備に対して認証する場合

(3)活動支援型

企業等が、住民団体、学校、NPO等の実施した森林整備活動を支援するため県に寄附を行い、その森林整備に対して認証する場合

(4) 寄附者提案型

企業等が、自ら提案した森林整備を行うため県に寄附を行い、市町村等が実施した森林整備に対して認証する場合

第3 認証手続き等

- 1 認証対象者
 - C O 2 吸収認証の対象者は、以下の者とする。
 - (1) 実践型

県内において、しまね企業参加の森づくり制度に基づき、市町村等と協定を締結して自ら森林整備を行う者

(2) 寄附型、寄附者提案型

県内で実施される森林整備に対して、以下の金額の寄附を島根県に行う者

- ① 個人の場合 5,000円以上
- ② 個人以外の場合 20,000円以上
- (3)活動支援型

県内で実施された森林整備活動を支援するため、以下の金額の寄附を島根県に行う 者

- ① 個人の場合 5,000円以上
- ② 個人以外の場合 20,000円以上

2 認証対象事業

C O 2 吸収認証の対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、植栽、下刈り、除伐、 間伐とし、森林整備の基準(別表)を満たし、健全な森林の成立が見込まれるものをいう。

3 認証対象森林及び面積

- (1) CO2吸収認証の対象となる森林(以下「対象森林」という。)は、対象事業が実施された県内の森林とする。
- (2) 認証対象面積は、1施行地0.1ha以上とする。

4 CO2吸収量の算定

- (1) 認証するCO2吸収量は、京都議定書における森林吸収量の算定方法として採用されている蓄積変化法により算定することとし、算定方法については別に定める。
- (2) CO2吸収量認証は、1年間の吸収量を算定する。

5 寄附型、活動支援型における対象森林の登録

(1) 市町村は、対象森林の登録をしまね森林活動サポートセンター(以下「センター」という。) に様式1により申請する。

なお、活動支援型の対象森林として登録できる森林は、森林整備を完了して一年以内の森林に限る。

(2) センターは、申請の内容が適正と認められる場合は、申請のあった森林の整備費用 及びCO2吸収量を算定の上、寄附型、活動支援型別に対象森林として登録し、公 表する。

6 認証手続き

(1) 実践型

- ア 対象森林において対象事業を実施し、CO2吸収認証を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、対象事業の完了後速やかに、センターに対して様式2 (以下、「申請書」という。)により、CO2吸収認証を申請する。
- イ センターは、申請書の内容を確認し、適正と認められる場合は、県に対して様式 3により報告する。
- ウ 県は、申請書の内容及び現地を確認し、事業が適正に実施されていると認められる場合は、申請者に対して「CO2吸収認証書(様式4)」(以下「吸収認証書」という。)を発行し、センターに送付する。
- エ センターは、申請者へ吸収認証書を送付するとともに、その写しを該当市町村に 送付する。

(2) 寄附型

- ア 対象森林における対象事業に対して、その費用を寄附し、CO2吸収認証を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、センターに対して申請書(様式5)を提出する。
- イ センターは、申請書の内容が適正と認められる場合は、様式6により申請書を受理した旨を申請者に通知するとともに、様式7により県へ報告する。
- ウ 県は、イの報告を受けた場合は、申請者に納入通知書を送付し、寄附金の納入を

確認後、寄附金受領証明書(様式8)を申請者に送付する。また、センターに寄附金を受領した旨を通知(様式9)する。

- エ センターは、様式10により該当市町村に寄附の状況を通知する。 該当市町村は、様式11により事業実施者に寄附の状況を通知する。
- オ 事業実施者は、対象事業の完了後、該当市町村に実施報告書(様式12)を提出する。
- カ 該当市町村は、様式13によりセンターに実施報告を行う。
- キ センターは、実施報告書の内容を確認し、適正と認められる場合は、様式14により県に報告する。
- ク 県は、実施報告書の内容等を確認し、対象事業が適正に実施されていると認められる場合は、吸収認証書(様式4)を発行し、センターに送付する。
- ケ センターは、県から吸収認証書を受領後、申請者に吸収認証書を送付し、その写しを該当市町村に送付する。
- コ センターは、対象森林の登録を行って一年を経過しても寄附者がない場合は、登録を取り消し、その旨を様式15により該当市町村に報告する。また、市町村は、様式16により事業実施者に通知する。

(3)活動支援型

- ア 既に事業実施された対象森林に対して、その費用を寄附しCO2吸収認証を受けようとする者(以下、「申請者」という。)は、センターに対して申請書(様式5)を提出する。
- イ センターは、申請書の内容が適正と認められる場合は、様式6により申請者に通 知するとともに、様式7により県に報告する。
- ウ 県は、イの報告を受けた場合は、実施状況を確認し、申請者に納入通知書を送付する。 また、寄附金の納入を確認した後、寄附金受領証明書(様式8)を申請者に送付するとともに、吸収認証書(様式4)を発行し、センターに送付する。
- エ センターは、県から吸収認証書を受領後、申請者に対して、吸収認証書を送付し、 その写しを該当市町村に送付する。
- オ センターは、森林整備を完了して一年を経過しても寄附者がない場合は、登録を 取り消し、その旨を様式15により該当市町村に報告する。また、市町村は、様式 16により事業実施者に通知する。

(4) 寄附者提案型

- ア 自ら提案する森林整備について、その費用を寄付することにより CO2吸収認 証を受けようとする者(以下、「事業提案者」という。)は、センターに対して事 業提案書(様式17)を提出する。
- イ センターは、提案書の内容を確認し、様式18により市町村に対し提案事業の募 集を行う。
- ウ 市町村は、提案事業について実施希望があれば、様式19により事業計画書をセンターに提出する。
- エ センターは、各市町村から提出のあった事業計画書を確認のうえ取りまとめ、様式20により事業提案者に送付する。
- オ 事業提案者は、エにより提出のあった事業計画書の審査を行い、その結果を様式 21によりセンターに通知し、センターは様式22により県に、様式23により市 町村に報告する。
- カ 事業提案者は、様式24により県へ寄附を申し出る。

- キ 県は、カの申し出に基づき事業提案者に納入通知書を送付し、寄附金の納入を確認した後、寄附金受領証明書(様式8)を事業提案者に送付するとともに、センターに様式9により寄附金を受領した旨を通知する。
- ク センターは、キの通知を受けたときには、該当市町村に対して様式25により事業実施通知を行う。
- ケ クの事業実施通知を受けた市町村は、対象事業の完了後、速やかに様式26によりセンターに実施報告を行う。
- コ センターは、ケの実施報告があったときには、内容を確認し、様式27により事業提案者に報告する。
- サ 事業提案者は、事業完了の確認を行い、様式28によりセンターを経由して、県 に吸収認証を申請する。
- シ 県は、サの申請内容を確認し、対象事業が適正に実施されていると認められる場合は、吸収認証書(様式4)を発行し、センターに送付する。
- ス センターは、県から受領した吸収認証書を事業提案者に送付し、その写しを該当 市町村に送付する。

第4 吸収認証書の発行手数料

発行手数料は無料とする。

第5 広告・宣伝への利用

- (1) 認証を受けた者は、吸収認証書の内容を広く広報宣伝活動に利用することができる。
- (2) 他の制度、計画等が、この制度の認証を活用することを妨げない。

第6 その他

- (1) 第3の5の対象森林を申請する場合は、市町村は地域の特色を活かした森林のキャッチコピーの活用策を作成し、添付すること。
- (2) この要領に定めるもののほか、この制度の実施について必要な事項は別に定める。

附則

- この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- この要領は、平成23年10月1日から施行する。
- この要領は、平成24年4月1日から施行する。
- この要領は、平成25年3月1日から施行する。
- この要領は、平成28年9月30日から施行する。
- この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- この要領は、平成29年11月8日から施行する。

別 表 (第3の2認証対象事業関係)

森林整備の基準

1 植 栽

樹種	植栽本数(1ha当たり)
スギ・ヒノキ	1,000本以上
アカマツ・クロマツ	1,000本以上
広葉樹	1,000本以上
その他針葉樹	1,000本以上

2 下刈り

10年生以下の林分において雑草木を除去すること。原則として全面刈り払いとする。但し、造林木を中心に1m四方以上雑草木を除去する部分下刈りでもよい。

3 除 伐

植栽木以外の不用木を除去すること。

4 間 伐

間伐率は、概ね20%(本数率)以上であること。